

## 消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(1月分～3月分)

2017年3月31日現在

■平成29年1月1日～平成29年3月31日

【参考送付】: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係: 17件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月5日	「割賦販売法改正法の成立に対する会長声明」	京都弁護士会 会長 浜垣 真也	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の苦情が迅速かつ適切に処理されることを検証し必要に応じて悪質加盟店排除におけるカード発行会社の責任を見直すこと。</li> <li>・消費者保護の観点から二月払購入あっせん取引についても抗弁対抗の適用を認めること。</li> <li>・クレジットカードのセキュリティ対策に関する消費者啓発及び情報提供の推進</li> </ul> 上記3点について政府に対し要望する。
1月5日	消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書案に対する意見	クレジット・リース被害対策弁護団 団長 弁護士 瀬戸 和宏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法の成年年齢引下げに伴う望ましい対応策として、①消費者被害の防止・救済のための制度整備、②処分等の執行強化、③消費者教育の充実、④消費者被害対応の充実、⑤事業者の自主的取組の促進を掲げて論ずるという方向性を打ち出したことを支持する。</li> <li>・「若年成人の判断力の不足に乗じて契約を締結させる行為」を電話勧誘販売、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入において、指示対象行為及び行政処分対象行為とし、指示対象行為に違反して勧誘した契約について取消権を認め、クーリング・オフ期間を延長することや、クレジットの若年者に対する資力要件と審査の強化、貸金の若年者に対する資力要件と審査の強化について報告書に記載するべき。</li> <li>・①十分な消費者教育がされるまでの準備期間の確保と②消費者被害の防止・救済のためのその他の措置が実施されるために必要な期間の確保を前提とし、少なくとも5年間の周知期間を設けることが明記されるべき。</li> <li>・18歳～22歳までの若年者を「若年成人」として施策を提言することについて、WGの調査結果として報告書の中に施策の必要性を明記することは必要である。</li> </ul>

1月6日	成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループの検討内容に対する意見	一般社団法人日本コールセンター協会	平成28年12月20日付「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書(素案)」について、以下の理由により慎重な検討を要求する。 1. 意見聴取の対象の年齢が18・19歳に限らず20～22歳まで拡大している。 2. 産業界の関係者に対する十分なヒアリングや議論も行わず、コンセンサスを得ることなく結論づけるのは拙速である。 3. まずは「消費者教育」と「事業者の自主的取組の促進」で対応すべきである。
1月10日	成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書案に対する意見	公益社団法人 日本通信販売協会	「若年成人の消費者被害防止・救済のため、消費者契約法により若年成人に対する配慮に努めることを義務付ける」とあるが、非対面でありかつ多様な広告媒体を用いて契約の申し込みを受ける通信販売業界は対応困難であり、消費者契約法において若年成人への配慮を義務付けられたとしても通販業界は遵守できないため、仮にこのような規定を設けるのであれば、通販業界は適用除外とすべきである。
1月13日	消費者契約法の改正のうち、「消費者が合理的な判断をすることができない事情を利用して望まぬ契約を締結させられる類型」に関する意見書	消費者契約法改正を実現する連絡会 世話人 飯田 秀男(全大阪消費者団体連絡会) 伊藤 陽児(愛知県弁護士会) 高嶋 英弘(適格消費者団体京都消費者契約ネットワーク) 土井 裕明(滋賀弁護士会) 榎 彰徳(適格消費者団体消費者支援機構関西) 野々山 宏(京都弁護士会) 山本 健司(大阪弁護士会)	第30回消費者契約法専門調査会において、「消費者が合理的な判断をすることができない事情を利用して望まぬ契約を締結させられる類型」の取消について議論で消費者庁から提案された甲案、乙案について以下のとおり意見を述べる。 (甲案について) ・適用範囲が狭すぎる ・、高齢者被害の重要な事案である「もともと当該消費者が消費者契約を締結するかどうかを合理的に判断することができない状況であることにつけ込んだ行為」に対応することができない。 (乙案について) ・3号、4号の適用範囲が狭い。 ・「困惑」の要件は柔軟にとらえ、多くの被害類型を捉えることができる解釈を可能とすべき。 民事ルールにふさわしく、条文の要件をより抽象化することにより、広く被害救済を可能とする規定を設けるべき。

1月20日	消費者トラブル防止に関する要望書～広告・宣伝・表示 おかしいと思ったら・・・なんでも110番実施して～	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)	<p>広告・表示に関するなんでも110番に寄せられた相談・苦情内容を集計・分析し、その背景にある問題点を精査する中で以下のような意見・提言をとりまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型を、新類型として規制することを求める。また、消費者委員会の積極的関与を要請する。</li> <li>・消費者契約法10条を念頭に、平均的損害額について合理的指針の検討を求める。</li> </ul>
1月23日	民法の成年年齢引き下げに関して消費者被害の防止・救済のための制度整備等を求める意見	<p>一般社団法人 全国消費者団体連絡会  代表理事(共同代表)岩岡 宏保  代表理事(共同代表)松岡 萬里野  代表理事(共同代表)河野 康子</p>	<p>成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正に備え、若年成人の消費者被害の防止・救済のための制度整備をはじめ、内閣府消費者委員会「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ」報告書(2017年1月)で指摘された施策について、国が早急に具体化し実行に移すことを求める。</p>
2月1日	民法の成年年齢引下げに関する会長声明	徳島弁護士会 会長 島尾 大次	<p>民法の成年年齢の引下げについては、より十分な時間をかけ、条件整備を含めた国民的議論を経て決定する必要があると考える。これが達成されていない現時点において、民法の成年年齢を20歳から18歳に引下げることには反対する。</p>
2月1日	消費者取引被害の予防及び救済の観点からみた民法の成年年齢の引下げに関する意見書	京都弁護士会 会長 浜垣 真也	<p>民法の成年年齢引下げについては、国民のコンセンサスが得られていない状況である。また、成年年齢の引下げに伴って未成年者取消権の喪失に伴う若年者の消費者被害の拡大という大きな問題点があるにも関わらず、その解決のための施策は未だ十分でなく、その効果が十分に現れているとは到底いえない。したがって、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることについては、反対である。</p>
2月17日	消費者被害の観点からの民法の成年年齢引下げの議論に関する意見書	東京弁護士会 会長 小林 元治	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法の成年年齢について、18歳に引き下げるべきではない。</li> <li>・つけ込み型不当勧誘についての消費者契約法による取消権の創設、特定商取引法上の民事ルールの特則の創設等の施策の実施とその結果の検証が必要不可欠であり、施策の効果が十分に発揮されるなどして、国民のコンセンサスが得られない限り成年年齢の引き下げには反対する。</li> </ul>

2月22日	民法の成年年齢の引き下げに反対する意見書	適格消費者団体特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネットワーク 理事長 山崎 省吾	民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることについては、反対である。引き下げに伴う問題点を克服するための施策が十分に実施され、その効果が浸透し、国民がこれを認識するとともに、世論の多くが成年年齢の引き下げを望む状況になることが不可欠であり、これらが達成されるまでは引き下げるべきではない。
2月22日	消費者契約法のうち、「合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型」の改正、及び不当条項規制に関する意見	消費者契約法改正を実現する連絡会 世話人 飯田 秀男(全大阪消費者団体連絡会) 伊藤 陽児(愛知県弁護士会) 高畠 英弘(適格消費者団体京都消費者契約ネットワーク) 土井 裕明(滋賀弁護士会) 榎 彰徳(適格消費者団体消費者支援機構関西) 野々山 宏(京都弁護士会)	【法4条3項に第3号を加えるという提案】 ・提案されている②案は範囲が狭い。 ・提案されている①案・②案ともに救えない被害類型がある。 【法4条3項に第4号を加えるという提案】 ・困惑の要件を柔軟にとらえ、多くの被害類型を捉えられる解釈を可能とすべき。 【不当条項規制について】 ・提案されているブラック・リスト以外に、不当条項リストの追加を検討すべき。 ・提案されているブラック・リストにつき、コンセンサスが得られない場合でも、別途グレイ・リストとして規定すべき。 【法9条1号の改正について】 ・立証責任は事業者が負うべき。 ・逸失利益が含まれるかという争点を検討すべき。
2月22日	民法の成年年齢引下げに伴う消費者被害に関する意見書(参考送付)	日本弁護士連合会 会長 中本和洋	・民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることについては、慎重であるべき。 ・仮に民法の成年年齢を引き下げの場合でも、消費者被害の拡大のおそれに対する施策として、消費者契約法・特定商取引法・割賦販売法・貸金業法の法改正が民法の成年年齢引下げと同時に進められることが必要不可欠。 ・消費者教育について、消費者教育推進法の趣旨に則り、成年年齢到達前の小学校・中学校・高等学校、成年年齢到達後の大学・専門学校における消費者教育の内容及び体制の充実など、抜本的な見直しを行うべき。 ・仮に民法の成年年齢の引下げの法改正がなされたとしても、施行時期については、消契法等の法改正の周知及び消費者教育の施策の効果の浸透が確保されるよう十分な期間が置かれるべき。

2月28日	消費者契約法9条1号の改正を求める意見書	NPO法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 高畠 英弘	<p>消費者契約法9条1号につき、以下のとおり改正すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平均的な損害を超えること」の立証責任を事業者に負わせることを明文化する。</li> <li>・「平均的な損害」の算定にあたり、解除の時期的区分によって損害に差が生じる契約類型においては、当該区分が合理性を有するものでなければならないことを明文化する。</li> <li>・契約解除後に履行期が到来する役務等の逸失利益は原則として、「平均的な損害」に含まれないことを明文化すべきである。</li> </ul>
3月7日	民法の成年年齢の引下げに反対する意見書	山梨県弁護士会 会長 松本 成輔	<p>民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることについては、以下の点から反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民法の成年年齢引下げにおける積極的意義の欠如</li> <li>・若年者に対する消費者被害の拡大のおそれ</li> <li>・親権に服する年齢を引き下げた場合の問題点(若年者の困窮の増大のおそれ・高校教育における生徒指導の困難化のおそれ)</li> <li>・養育費支払終期の事実上の繰上げのおそれ</li> <li>・労働基準法第58条による労働J契約解除権の喪失のおそれ</li> <li>・児童福祉法・児童扶養手当法など、児童福祉における若年者支援の後退のおそれ</li> <li>・未成年者後見の終了に伴う支援断ち切りのおそれ</li> </ul>
3月13日	成年年齢引き下げについての意見書	全国消費者行政ウォッチネットワーク 事務局長 弁護士 拝師 徳彦	<p>以下のような実効性ある被害予防策がとられない限り、民法の成年年齢を引き下げることに強く反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆる「つけ込み型」の勧誘方法が取られた契約について、消費者契約法上の取消権を導入すること。</li> <li>・通信販売について、特定商取引法上、一定額以上の取引について、事業者が若年者の知識・経験・財産状況に照らして不相当でないことを確認する義務を負い、事業者が不相当でないことを立証しない限り契約が取り消せることとする。</li> <li>・いわゆるマルチ商法(連鎖販売取引)について、特商法上、若年者に対する勧誘を全面的に禁止した上、若年者取消権を認めること。</li> <li>・その他の特商法上の取引についても、いわゆる適合性の原則に合致しているかどうかの確認義務を事業者に負わせた上、事業者がこれを証明しないかぎり契約が取り消せることとする。</li> <li>・与信契約を若年者が契約する場合には、資力要件を厳格化するとともに、事業者に対して厳しい支払能力の精査義務・過剰与信防止義務を課すこと。</li> <li>・制度改正の保護対象は18歳・19歳に限らず、22歳程度までも含めた「若年成人」とすること。</li> </ul>

3月30日	消費者契約法のうち、「平均的な損害の額」の立証責任等の規定の改正、及び条項使用者不利の原則に関する意見	<p>消費者契約法改正を実現する連絡会 世話人 飯田 秀男(全大阪消費者団体連絡会) 伊藤 陽児(愛知県弁護士会) 高島 英弘(適格消費者団体京都消費者契約ネットワーク) 土井 裕明(滋賀県弁護士会) 榎 彰徳(適格消費者団体消費者支援機構関西) 野々山 宏(京都弁護士会)</p>	<p>1 損害賠償額の予定・違約金条項(法9条1号)立証に関する規律の在り方について  (1) 推定規定を設けるという提案について  その業種の事業者全体が不当に高額な解約金・違約金等を徴求している場合には、推定規定によっても消費者の立証責任の負担は緩和されないため、本提案は一步前進であると評価するが、不十分であり、端的に消費者の立証責任を転換するという法改正を行うべきである。  (2) 事業者の資料提出を促す制度を設けることについて  事業者が資料提出を拒める場面は限定的にすべきであり、そうでなければ実際には機能しなくなる。  2条項使用者不利の原則について  消費者と事業者との間には情報・交渉力の格差があることに鑑みると、条項が不明確であることによって複数の解釈が可能である場合、紛争が生じたときには、消費者は事業者から不利な解釈を押し付けられるおそれがあるため、そのような不利益を回避すべく、消費者庁の提案のような「その意味を一義的に確定することができない場合には、事業者にとって不利に解釈しなければならない」という規定を設けることに賛成する。</p>
-------	---	---	---

<食品表示関係:5件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月13日	機能性表示食品の対象範囲拡大に反対します～～新たなリスク増大よりも全面的見直しを～～	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山美智子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁は「エクス等」の対象範囲拡大が消費者にどんな利益をもたらすのか明確にすべき。</li> <li>・「事業者の責任」が何ら担保されていない現行制度の問題に目を向けるべき。</li> <li>・関与成分等に関する分析方法の公開は必須条件であり、当然の措置である。</li> <li>・「事故情報の報告義務」を事業者に課すことこそ喫緊の課題。</li> <li>・トクホ・栄養機能食品制度など保健機能食品制度全般の見直しに早急に着手すべき。</li> </ul>

1月20日	加工食品の原料原産地表示制度に関する 検討会中間取りまとめに対する意見書	宮城県生活協同組合連合会 会長理事 宮本 弘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務表示の対象は、重量割合上位3位までの原材料の原産地とすべき。(ただし、重量割合上位2位までで重量比率の大部分を占める場合は2位まで)</li> <li>・例外表示(可能性、大括り、製造地表示)には反対。</li> <li>・例外表示を認める場合、消費者に可能な限り詳細な情報が提供される機会が確保されるとともに、消費者が容易に情報を入手できる仕組みを整えることを求める。</li> <li>・行政による監督の強化及び食品衛生法第3条第2項の記録の作成及び保存の法的義務化を求める。</li> <li>・表示拡大が生産振興に寄与することとなり、事業者が国産原料を利用する機会を増やしていくことにつながるよう行政が支援・指導等を進めてほしい。</li> <li>・表示の「見やすさ」「わかりやすさ」、消費者の「比べやすさ」を念頭に表示方法を検討してほしい。</li> </ul>
1月20日	加工食品の原料原産地表示制度に関する 検討会中間取りまとめに対する意見書	宮城県生活協同組合連合会 専務理事 野崎和夫 特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット 副代表理事 若狭久美子 宮城県地域婦人団体連絡協議会 会長 大友 富子 宮城県消費者団体連絡協議会 会長 熊谷睦子 みやぎ生活協同組合 専務理事 大越健治 生活協同組合あいコープみやぎ 理事長 高橋千佳 公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク 理事 冬木勝仁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務表示の対象は、重量割合上位3位までの原材料の原産地とすべき。(ただし、重量割合上位2位までで重量比率の大部分を占める場合は2位まで)</li> <li>・例外表示(可能性、大括り、製造地表示)には反対。</li> <li>・例外表示を認める場合、消費者に可能な限り詳細な情報が提供される機会が確保されるとともに、消費者が容易に情報を入手できる仕組みを整えることを求める。</li> <li>・行政による監督の強化及び食品衛生法第3条第2項の記録の作成及び保存の法的義務化を求める。</li> <li>・表示拡大が生産振興に寄与することとなり、事業者が国産原料を利用する機会を増やしていくことにつながるよう行政が支援・指導等を進めてほしい。</li> <li>・表示の「見やすさ」「わかりやすさ」、消費者の「比べやすさ」を念頭に表示方法を検討してほしい。</li> </ul>

2月22日	機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会報告書に対する意見書(参考送付)	日本弁護士連合会 会長 中本和洋	<p>○現行の機能性表示食品制度は、安全性や機能性を確保するための制度的担保が不十分であるため、早急に制度の見直しを実施すべきであり、それまでの間、直ちに運用の改善を行うべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出に際しては、事業者において安全性や機能性について科学的根拠に基づいて確認を行う制度となっているが、具体的方法はガイドラインに委ねられており、事業者の義務や責任が直接法律に明文で定められておらず法的根拠が不明確。要件を満たさないことが明らかになった場合には国による登録の取り消しを可能とするとともに、事業者に対する安全性及び品質確保並びに危害情報公表の体制整備の法的義務付を行う等抜本的に改正すべき。</li> <li>・科学的根拠等において、事後的に確認を行う制度的枠組みも十分でなく、消費者庁が行っている検証事業も十分とは言えない。消費者庁による事後チェック体制の確立・充実、疑義が生じた場合の監視執行体制の確立・充実、問題事案に関する情報公開の充実が最低限必要。</li> </ul> <p>○現時点において、機能性表示食品制度の対象を拡大すべきではなく、特に「機能性関与成分が明確でない食品」の一部を対象とすることに反対。</p>
-------	--	------------------	---



3月30日	加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめに対する意見書	東京弁護士会 会長 小林 元治	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原料原産地の義務表示の対象を全ての加工食品とすることは、消費者に十分な情報を開示し、自主的かつ合理的な選択を可能とするものであり、賛成する。</li> <li>・義務表示の対象を重量割合上位1位の原材料のみとする点について反対。重量比率の上位の原材料から順に当該加工食品の重量の一定割合を占めるまでに原材料を対象とする方法、あるいは上位3位までの原材料を対象とする方法のいずれかを選択できるとする方法を検討すべき。仮に例外を設けることが避けられないとしても、ホームページでの表示や問い合わせ窓口の設置等、必ず消費者が実際の原産地を知ることができる機会を確保すべき。また、例外を定める際は、全ての加工食品を原材料の義務表示の対象とした趣旨が没却されないよう、要件を限定すべき。</li> <li>・「冠表示」については、当該原材料が当該食品の特徴となっており、事業者自身がその原材料を売りとして名称付け販売する以上、重量割合にかかわらず、当該原材料の原産地を記載すべき。</li> <li>・義務表示の例外として「可能性表示」「大括り表示」を認める点について反対。事業者への実行可能性への配慮は必要であるが、このような例外表示を設けないと対応することが不可能化についてはさらに検討すべき。結局、当該原材料の原産地がどこであるか不明。</li> <li>・「大括り表示＋可能性表示」は、そもそも輸入品なのか国産なのかもわからず、表示をする意味が全くなく、到底認められる方法ではない。</li> <li>・中間加工原材料の「製造地表示」という方法をとる点について反対。中間加工原材料の製造地に加えて、原料の原産地も表示すべき。中間加工原材料については、一般の原材料と比較し、原材料の原産地を明示することが困難な場合があるのであれば、要件を限定して、例外を定めることによって対応すべきであり、一律製造地のみを表示の対象とすべきではない。</li> </ul>
-------	-------------------------------------	-----------------	---

<表示関係(食品表示を除く):1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月22日	ステルスマーケティングの規制に関する意見書(参考送付)	日本弁護士連合会 会長 中本和洋	<p>不当景品類及び不当表示防止法第5条第3号に基づく内閣総理大臣の指定に、下記の指定を追加すべきである。</p> <p>&lt;商品文は役務を推奨する表示であって次のいずれかに該当するもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者が自ら表示しているにもかかわらず、第三者が表示しているかのように誤認させるもの</li> <li>○事業者が第三者をして表示を行わせるに当たり、金銭の支払その他の経済的利益を提供しているにもかかわらず、その事実を表示しないもの。ただし、表示の内容又は態様からみて金銭の支払その他の経済的利益が提供されていることが明らかな場合を除く。</li> </ul>

〈消費者教育推進:1件〉

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
3月23日	消費者教育の推進に関する意見書【参考送付】	日本弁護士連合会 会長 中本和洋	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「消費者市民社会」の意義を改めて確認するとともに、消費者の自立との関係、消費者被害防止との関係、自己責任との関係に留意しつつ、具体的な行動イメージを提示するなどして「消費者市民社会」の理解・浸透を図るための施策を講じるべき。</li> <li>2. 学校における消費者教育において、小学校、中学校、高等学校における「消費者市民社会」について教育するための環境整備、積極的に「消費者市民社会」の視点を取り入れての教育の実施、大学・専門学校等においては、一般教養課程に「消費者教育」を取り入れるなど実践的な消費者教育の実施の支援、各成長段階に応じた継続的な消費者教育の実施、各教育段階における弁護士を含む専門家との連携等に取り組むべき。</li> <li>3. 学校外における消費者教育において、高齢者・障がい者に対する消費者教育、消費者教育を行うための利便性の高いツールの充実に取り組むべき。</li> <li>4. 消費者教育の教材作成、人材育成について、インターネットとそれ以外の媒体の双方の教材の充実、コーディネーター制度の拡充に取り組むべき。</li> <li>5. 消費者教育推進地域協議会の設置等を進める、市町村間の柔軟な連携を図る、先進的な取組事例に関する情報を集約する等して、消費者教育の取組に関する地域格差の是正に取り組むべき。</li> <li>6. 効率的な役割分担を図るべく、全国ブロック協議会を積極的に開催すべき。</li> <li>7. 消費者教育の推進に関する法律(以下「推進法」という)3条7項の趣旨を踏まえて定期的な担当者会議を設置する等関係省庁、関係部署間の連携を進める仕組みを作るべき。</li> <li>8. 消費生活相談員の雇用条件の見直しも含め、消費者教育のための財政上の措置を積極的に講じるべき。</li> <li>9. 非常時のみならず日常的に正確な情報を発信すべき。</li> <li>10. 公平性を担保する基準を提示すること、消費者団体との連携を進めること等により、事業者・事業者団体による消費者教育をより活用する仕組み作りを進めるべき。</li> <li>11. 消費者教育に関する専門的な研究体制を充実させるべき。</li> </ol>

<公益通報者保護制度:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月1日	「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」最終報告書に関する理事長声明	関東弁護士会連合会 理事長 江藤 洋一	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該報告書は、刑事罰の導入について今後の検討課題とし、また証拠の持出しに対する刑事責任の免除制度について慎重に検討すべきとしているなど、なお不十分な点が残されている。</li> <li>・他方で、不利益取扱いを行った事業者等に対する勧告・公表等の行政措置を導入すること、資料の収集・持出行為の民事的免責につき通報者を保護する方向で検討すること、消費者庁が通報や通報対応に関する意見・苦情等を受け付けるための一元的窓口を設け、これを調査して必要な改善要請等を行うための法改正も含めた具体的な検討を行うこと等、通報者保護の実効性向上に資する提言も行われている。</li> <li>・消費者庁においては当該報告書を踏まえ、速やかに上記論点等についての具体的な検討を行ったうえで、刑事罰の導入を含む法改正を迅速かつ確実にを行うよう要望する。</li> </ul>

<その他:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
2月1日	「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(いわゆる「カジノ解禁推進法」)の成立に抗議し、廃止を求める会長声明(参考送付)	兵庫県弁護士会 会長 米田耕士	「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が成立したが、本法は賭博行為を一部非犯罪化するものであり、また、民間賭博を公認するものであり、我が国の刑事司法政策に極めて重大な変更をもたらすものである。この点からすれば、法案審議は拙速であることから、本法の成立に強く抗議し、その廃止を求める。
3月30日	「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(いわゆる「カジノ解禁推進法」)(参考送付)	鹿児島県弁護士会 会長 鑓野孝清	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の廃止を強く求める。